

令和2年4月1日付 新旧対照表

旧			新														
<p>〈P10〉(1) 中高層建築物の建築の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>閲覧場所</th> <th>住所</th> <th>区域</th> <th>閲覧場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域</td> <td>北部建設事務所建築指導課内</td> <td>さいたま市大宮区大門町3-1(大宮区役所内7階)</td> <td>西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域</td> <td>北部建設事務所建築指導課内</td> <td>さいたま市大宮区吉敷1-124-1(大宮区役所内6階)</td> </tr> </tbody> </table>						区域	閲覧場所	住所	区域	閲覧場所	住所	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域	北部建設事務所建築指導課内	さいたま市大宮区大門町3-1(大宮区役所内7階)	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域	北部建設事務所建築指導課内	さいたま市大宮区吉敷1-124-1(大宮区役所内6階)
区域	閲覧場所	住所	区域	閲覧場所	住所												
西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域	北部建設事務所建築指導課内	さいたま市大宮区大門町3-1(大宮区役所内7階)	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域	北部建設事務所建築指導課内	さいたま市大宮区吉敷1-124-1(大宮区役所内6階)												
<p>〈P10〉(2) 大規模開発行為等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>閲覧場所</th> <th>住所</th> <th>区域</th> <th>閲覧場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市全域</td> <td>開発調整課内</td> <td>さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)</td> <td>市全域</td> <td>都市計画課内</td> <td>さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)</td> </tr> </tbody> </table>						区域	閲覧場所	住所	区域	閲覧場所	住所	市全域	開発調整課内	さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)	市全域	都市計画課内	さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)
区域	閲覧場所	住所	区域	閲覧場所	住所												
市全域	開発調整課内	さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)	市全域	都市計画課内	さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)												
<p>〈P17〉Q8 「商業地域」や「住居地域」はなにで決まっていますか？</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A8 (略) 用途地域は次の12種類に分かれます。</td> <td>A8 (略) <u>さいたま市</u>の用途地域は次の12種類に分かれます。</td> </tr> </tbody> </table>						A8 (略) 用途地域は次の12種類に分かれます。	A8 (略) <u>さいたま市</u> の用途地域は次の12種類に分かれます。										
A8 (略) 用途地域は次の12種類に分かれます。	A8 (略) <u>さいたま市</u> の用途地域は次の12種類に分かれます。																
<p>〈P26〉(2) 大規模開発行為等の場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>都市局 都市計画部 <u>開発調整課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)</td> <td>都市局 都市計画部 <u>都市計画課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)</td> </tr> </tbody> </table>						都市局 都市計画部 <u>開発調整課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)	都市局 都市計画部 <u>都市計画課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)										
都市局 都市計画部 <u>開発調整課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所8階)	都市局 都市計画部 <u>都市計画課</u> さいたま市浦和区常盤6-4-4(さいたま市役所9階)																
<p>〈P42〉附則</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>この規則は、平成21年7月1日から施行する。</td> <td>この規則は、平成21年7月1日から施行する。 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></td> </tr> </tbody> </table>						この規則は、平成21年7月1日から施行する。	この規則は、平成21年7月1日から施行する。 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>										
この規則は、平成21年7月1日から施行する。	この規則は、平成21年7月1日から施行する。 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>																
<p>〈P44〉別表第2(第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>区域</th> <th>場所</th> <th>事業</th> <th>区域</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模開発行為等</td> <td>市内全域</td> <td>都市局都市計画部<u>開発調整課</u>内</td> <td>大規模開発行為等</td> <td>市内全域</td> <td>都市局都市計画部<u>都市計画課</u>内</td> </tr> </tbody> </table>						事業	区域	場所	事業	区域	場所	大規模開発行為等	市内全域	都市局都市計画部 <u>開発調整課</u> 内	大規模開発行為等	市内全域	都市局都市計画部 <u>都市計画課</u> 内
事業	区域	場所	事業	区域	場所												
大規模開発行為等	市内全域	都市局都市計画部 <u>開発調整課</u> 内	大規模開発行為等	市内全域	都市局都市計画部 <u>都市計画課</u> 内												

相談・問い合わせの窓口

令和2年4月1日付 修正版

内 容	窓 口		直 通 電 話
条例について (大規模開発行為等の手続き)	都市計画課	さいたま市役所本庁舎9階	048-829-1427
条例について (中高層建築物の手続き)	建築指導課	北部建設事務所 (大宮区役所 6階) 南部建設事務所 (中央区役所 別館2階)	048-646-3235 048-840-6236
条例について (あっせん・調停の手続き)	都市計画課 建築総務課	さいたま市役所本庁舎9階 さいたま市役所本庁舎10階	048-829-1427 048-829-1538
建築協定について	建築行政課	さいたま市役所本庁舎10階	048-829-1533
建築確認について ※平成11年から民間の指定確認検査機関でも建築確認が行えるようになっています	建築審査課	北部建設事務所 (大宮区役所 6階) 南部建設事務所 (中央区役所 別館2階)	048-646-3242 048-840-6242
用途地域・地区計画等の都市計画について	管 理 課	北部都市・公園管理事務所 (大宮区役所 6階) 南部都市・公園管理事務所 (中央区役所 本館3階)	048-646-3178 048-840-6178
騒音振動について	環境対策課	さいたま市役所本庁舎7階	048-829-1332
開発行為等について	開発指導課	北部都市・公園管理事務所 (大宮区役所 6階) 南部都市・公園管理事務所 (中央区役所 本館3階)	048-646-3184 048-840-6184
ごみの収集について	清掃事務所	西清掃事務所 (西区・ 北区の一部・大宮区の一部・ 中央区) 東清掃事務所 (北区の一 部・大宮区の一部・見沼区・ 岩槻区) 大崎清掃事務所 (桜区・浦和区・南区・緑区)	048-623-3899 048-685-0611 048-878-0956
法律相談について (民事一般・予約制)	くらし応援室	西区役所 北区役所 大宮区役所 見沼区役所 中央区役所 桜区役所 浦和区役所 南区役所 緑区役所 岩槻区役所	048-620-2626 048-669-6026 048-646-3026 048-681-6026 048-840-6026 048-856-6136 048-829-6049 048-844-7136 048-712-1137 048-790-0128
テレビジョン放送の受信障害について	総務省関東総合通信局		03-6238-1945
NHKへの受信障害について	NHK受信相談窓口		0570-00-3434 050-3786-5005